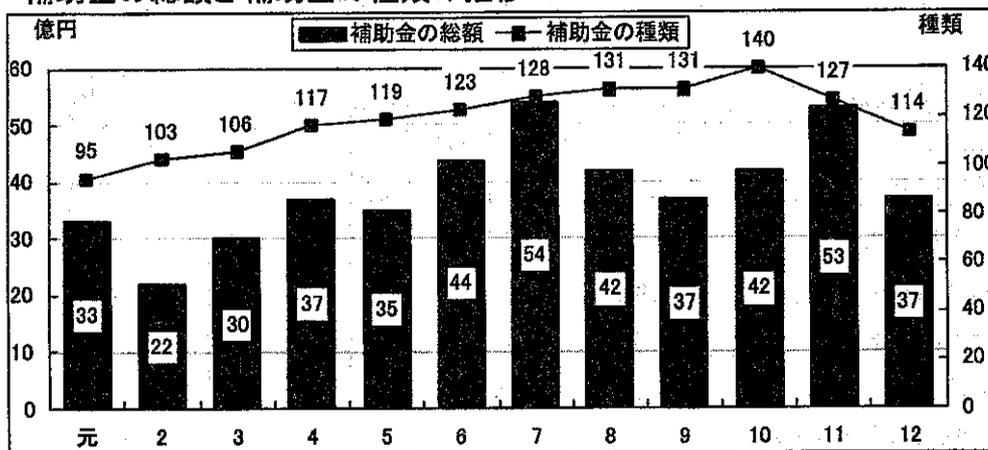


(5) 補助金・手当等

区が設立した財団法人や、個人・団体等に対して各種の補助金を支出しています。
 近年これらの総額は、40億円を超えてきました。
 また、福祉施策の充実を図るため、様々な手当を支給しています。その総額も、60億円を超えています。
 このような状況を踏まえ、平成12年度予算の編成にあたって、「12年度杉並区行財政再建緊急プラン」にそって、補助金・手当等を見直しました。

- 財団法人等に対して人件費や運営費の補助をしています。また、少子化、高齢化への対応や、安全なまちづくりを進める施策などを進めるため、各種の補助金を支出しています。
- 平成12年度予算編成にあたって、補助金の見直しを行い、まちづくり公社と国際交流協会への補助金等を廃止しました。

補助金の総額と補助金の種類の推移



(単位: 億円)

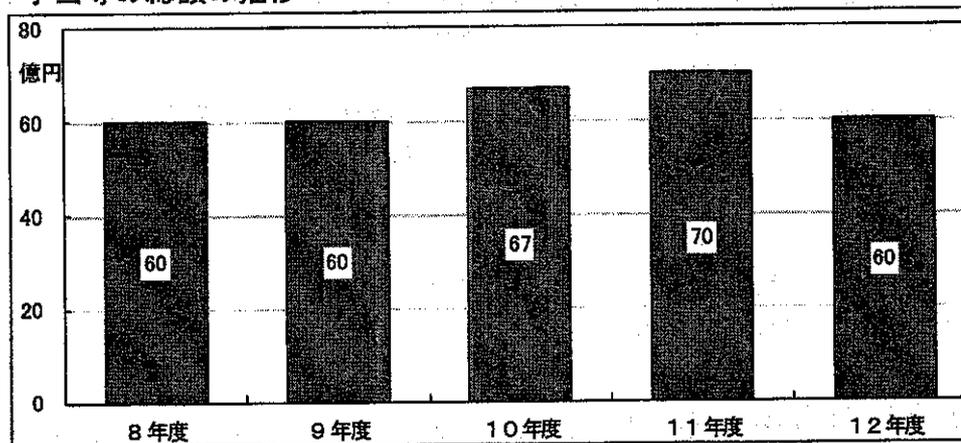
年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
公 社 等 へ の 運 営 費 助 成	1	1	3	5	7	9	10	10	9	10	12	10
社 会 福 祉 法 人 等 へ の 設 立 助 成	16	1	4	5	1	5	18	6	2	3	11	2
私 立 幼 稚 園 等 保 護 者 負 担 軽 減	7	8	9	10	9	9	9	8	7	7	7	7
そ の 他	9	12	14	17	18	21	17	18	19	22	23	18
合 計	33	22	30	37	35	44	54	42	37	42	53	37

※11年度までは一般会計決算、12年度は一般会計当初予算による。

○ 区は、高齢者や障害者、乳幼児を持つ保護者に対して、その負担の軽減や、福祉の増進を目的に各種手当を支出しています。対象者数の自然増や、対象を拡大した結果、手当等の総額が増加しています。

○ 12年度は、介護保険制度の導入という新たな状況等を踏まえ、手当等の見直しを行いました。

手当等の総額の推移



各年度の主な手当等

(単位:億円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
老人福祉手当	20	20	22	22	18
心身障害者福祉手当	10	10	11	11	11
難病患者福祉手当	6	6	7	7	7
乳幼児医療費助成	5	4	5	7	7
児童育成手当	5	5	5	5	5

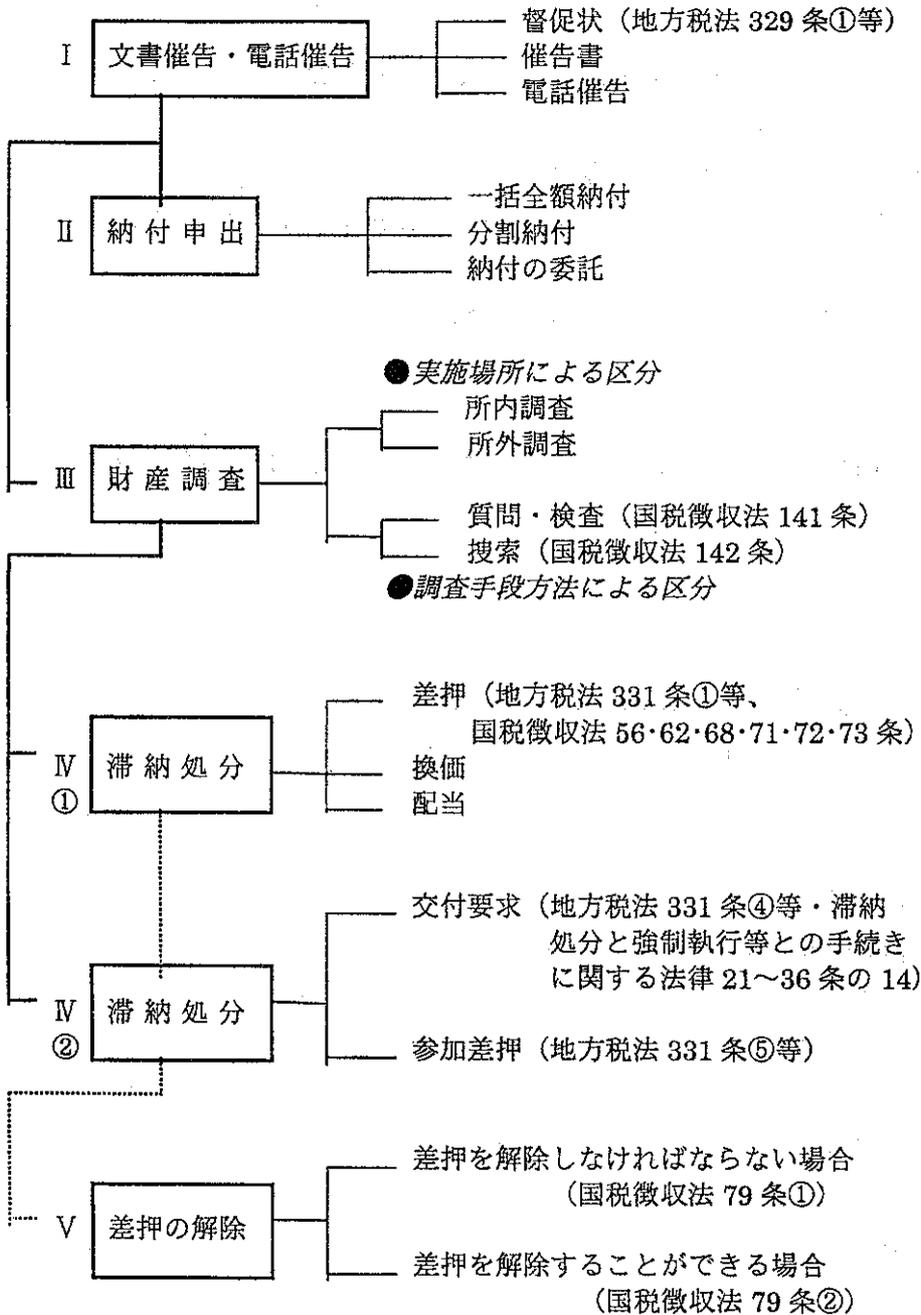
※一般会計当初予算による

補助金・手当等の見直し(「12年度 杉並区行財政再建緊急プラン」より)

- 1 補助金 廃止15件、縮小等95件、再構築7件、新規6件、拡充12件、統合1件
削減額7億円
- 2 手当等 廃止11件、縮小22件、拡充16件
削減額10億円

※ 削減額は、11年度、12年度一般会計当初予算での比較

2 滞納整理事務の流れ



徴収の緩和制度

(1) 徴収猶予
地方税法 15 条等

(2) 換価猶予
地方税法 15 条 5

(3) 滞納処分の停止
停止 地方税法 15 条 7
解除 地方税法 15 条 7 ③

☆「滞納処分の停止」の取り扱いについて(区民税・抜粋)

現在、「滞納処分の停止」は、徴収緩和制度のひとつとして、地方税法第15条の7の規定により運営していますが、執行停止制度を十分に活用しているとは言えない状況です。

その原因としては、納税課としての「取り扱い基準」を制定していなかったため、

- ① 法令の一般的な解釈・運用だけでは適用範囲が狭く、様々な滞納者の状況に応じた対応がしにくかったこと。
- ② 財産等の調査には多大な時間を要するにも関わらず、調査の内容や範囲が定められていなかったこと。

などがあげられます。

そこで、制度の適正かつ円滑な運営を図るため、以下のような「取り扱い基準」を定めることとします。

【目次】

1 滞納処分の停止の基本的な考え方	1
(1) 執行停止の目的と効果	1
* 地方税法第15条の7第1項	
* 即時停止	
(2) 一部執行停止	2
2 執行停止に必要な調査範囲	2
(1) 事由に基づく調査の可否基準	3
(2) 金額による調査基準	7
(3) 地域性に基づく調査基準	7
3 滞納処分の停止手続き	7
(1) 執行停止調書の作成	7
(2) 執行停止の通知	8
(3) 執行停止の取消	8
(4) 執行停止中の納付	8

執行停止基準表

執行停止調書1・2号該当 及び 3号該当

1 滞納処分の停止の基本的な考え方

(1) 執行停止の目的と効果

滞納処分の停止は、滞納者が所在不明となったり、資力を失ったこと等により滞納処分をすることができる財産がない場合等に区長が職権を以て強制徴収の手続きを停止するものです。(以下「執行停止」という。)

その効果として、停止後3年経過により(即時消滅の場合は直ちに)納税義務が消滅します。

その目的は、納税が不可能な者に対し徴収をとりやめること(徴収緩和措置)であり、また、一つには、徴収不可能な滞納税額を「不良債権」として棚上げすることにあります。執行停止は、滞納者の状況に応じた現実的な滞納整理の重要な一環です。それは、的確な調査が進んでこそ可能となるものであり、同じ不納欠損となるものでも、時効で納税義務が消滅するものとは、中身が違うと言えます。

* 地方税法第15条の7第1項

1号 滞納処分をすることができる財産がないとき

2号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫する恐れがあるとき

3号 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

* 即時消滅

1号該当により執行停止した場合において、限定承認など今後も納付の見込のないことが明らかな場合には、納税義務を直ちに消滅させる(「即時消滅」といいます。)ことができます(地方税法第15条の7第5項)。

(2) 一部執行停止

執行停止する場合は、滞納者が納付できない状況にあるわけですから、滞納税額の全額を対象とします。

しかし、実際には全額停止は適切ではないが一部について徴収不納と判断せざるを得ないケースも少なくありません。例えば、毎年課税はされるが小額で古い年度に高額滞納があり、現在毎月小額の分納しかできないような場合です。

こうしたケースでも古い年度から順次納付することを原則にしています。ところが、これでは完結までに長い年月を要し滞納整理上、現実的でなく、また、滞納者の納税意欲の点からも好ましくありません。

このように、納税に対する誠意が認められるが生活状況等から完結の見込みがない滞納者には、今後、状況に応じ一定の古い年度分については執行停止(「一部執行停止」という。)することとします。

差押中の者について一部執行停止する場合は、差押に係る滞納税額のうち執行

停止する部分を除く税額が完納にならない限り差押は解除しません。従って、一部執行停止はその税額の完納時点で手続きをし、併せて差押解除をしてください。

なお、差押をしていない場合は、時効の絡みがありますので、随時一部執行停止の手続きをとってください。

2 執行停止に必要な調査の範囲

執行停止をするか否かの判断は、滞納者の財産等の調査結果が決め手となります。しかし、こうした調査を全ての場合に行うことは、手間や実効性から見ても問題があります。

そこで、必要な調査の範囲を次のように定めます。まず、執行停止を事由別に、1・2号該当と3号該当の場合とに大別し、各々必要と思われる調査項目を設定します。次に滞納者の ①滞納税額 ②居住地域 によって、必要な調査の範囲を絞り込むこととします。

詳細は、別表1・2「執行停止調査基準運表」によりますが、基本的な考え方は次のとおりです。

(1) 事由に基づく調査の可否基準

地方税法第15条の7第1項各号への適用は、次により処理してください。

ア 1号該当………財産がない場合

滞納者が「財産無し」と認められるときは、1号該当の執行停止としてください。停止する事由としては、次のようなものがあります。

イ 破産廃止

滞納者が地方裁判所から破産宣告を受け、その後、破産廃止（理由は破産財団を維持する費用なし）となった場合は、裁判所より「財産無し」と判断された訳ですから、官報コピーを資料として他の財産調査等をしないで執行停止して差し支えありません。

ウ 本人死亡

○杉並区の債権の管理に関する条例

平成十四年三月十九日
条例第二号

(目的)

第一条 この条例は、区の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項及び区の債権の管理の管理の手續等に関する一般的基準を定めることにより、区の債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「区の債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利をいう。

(他の条例との関係)

第三条 区の債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(管理の基準)

第四条 区の債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、区の債権の内容等に応じて、適正に処理しなければならない。

(台帳への記載)

第五条 区長は、区の債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その記載内容については、区長が定める。

(督促)

第六条 区長は、区の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第七条 区長は、区の債権(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る区の債権(以下「強制徴収により徴収する区の債権」という。)を除く。)について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十条の措置をとる場合、第十一条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている区の債権(保証人の保証がある区の債権を含む。)については、当該区の債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手續をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある区の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手續をとること。

三 前二号に該当しない区の債権(第一号に該当する区の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手續(非訟事件の手續を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第八条 区長は、区の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十一条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第九条 区長は、区の債権について、債務者が強制執行又は破産の宣告を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、区の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手續をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第十条 区長は、区の債権(強制徴収により徴収する区の債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

- 第十一条 区長は、区の債権(強制徴収により徴収する区の債権を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該区の債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る区の債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第五号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る区の債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

- 第十二条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした区の債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該区の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

- 第十三条 区長は、区の債権(強制徴収により徴収する区の債権を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該区の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。
- 一 当該区の債権について消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
 - 二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける区の債権及び区以外の者の債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - 三 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百六十六条ノ十二、会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百四十一条その他の法令の規定により債務者が当該区の債権についてその責任を免れたとき。

(委任)

- 第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。